

# タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 新旧対照表(2021年10月1日改正)

新 (2021年10月1日施行)	旧 (2021年4月1日施行)
<p>第三章 総務大臣認定への移行の特例</p> <p>(特例認定)</p> <p>第十六条 協会は、時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号。以下「総務省認定規程」という。）に基づく認定（以下「総務大臣認定」という。）を申請した者に対し、総務省認定規程が定める要件により認定を行う特例（以下「特例認定」という。）を設ける。</p>	
<p>(特例認定の基準)</p> <p>第十七条 特例認定は、総務省認定規程に規定された要件への適合性を評価することにより行う。</p> <p>2 前項の適合性の評価その他の判断については総務省認定規程等を踏まえて協会が行う。</p>	
<p>(特例認定の申請)</p> <p>第十八条 総務大臣認定を申請した者は、第十六条の特例認定を申請することができる。</p> <p>2 第十六条の特例認定を受けようとする者（以下「特例認定申請者」という。）は、別表第五に定める手数料を協会に納付しなければならない。特例認定申請者は、手数料の返還を請求することができない。</p>	
<p>(特例認定の審査)</p> <p>第十九条 協会は、特例認定申請者の申請に係る業務につき、第十六条の総務省認定規程の要件で定めるところにより、特例認定のための審査を行う。認定審査過程における技術的問題に関する検討、判断はトラストサービス認定審査会が行う。</p> <p>2 協会は、前項の審査のために必要があるときは、特例認定申請者に対し、その営業所、事務所その他の事業場における調査（以下「特例現地調査」という。）の受け入れを求めることができる。</p>	

# タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 新旧対照表(2021年10月1日改正)

新 (2021年10月1日施行)	旧 (2021年4月1日施行)
<p><u>(特例認定又はその否認の決定)</u>            第二十条 協会は、前条の審査結果に基づき、認定又はその否認の決定をし、その内容を特例認定申請者に通知する。            2 前項の規定により否認の決定をした場合に行う通知は、その理由を付して行う。            3 協会は、第一項の規定により認定の決定をした場合は、当該認定を受けた者に対し、認定証を交付する。</p>	
<p><u>(特例認定事業者の異議の申出)</u>            第二十一条 特例認定申請者は、前条第一項の規定について不服がある場合は、協会に対し、異議の申出をすることができる。            2 前項の異議の申出は、前条第一項による決定の通知を受けた日から一月以内とする。</p>	
<p><u>(認定マークの使用)</u>            第二十二条 協会は、第十六条の認定を受けた者（以下「特例認定事業者」という。）が、その認定に係る業務に関し第五条の認定マークを使用することを許諾する。            2 特例認定事業者は、前項の規定による許諾及び協会が定める認定マーク使用規約の定めるところにより、その特例認定の有効期間中、その認定に係る業務に関し第五条の認定マークを使用することができる。            3 認定マークの使用にあたっては国の基準による認定であることを付記しなければならない。</p>	
<p><u>(特例認定事業者の登録)</u>            第二十三条 協会は、登録簿を備え、特例認定事業者に係る次の事項を記載するとともに、記載の内容を協会のウェブページ等を通じて公表する。            (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者            (2) 特例認定に係る業務の種類            (3) 住所            (4) 第十六条の認定の認定日及びその有効期間</p>	

# タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 新旧対照表(2021年10月1日改正)

新 (2021年10月1日施行)	旧 (2021年4月1日施行)
<p><u>(特例認定事業者の監査の報告)</u> 第二十四条 特例認定事業者は、その特例認定に係る業務の状況について、年一回以上の監査を行い、当該監査の結果を協会に報告しなければならない。</p>	
<p><u>(特例認定の有効期間)</u> 第二十五条 第十六条の特例認定の有効期間は2年間とする。</p>	
<p><u>(認定の効力の存続)</u> 第二十六条 協会は、時刻配信業務の認定事業者がその認定に係る業務廃止の届出を行い、業務の信頼性確保の措置を講じる場合、利用者が他の時刻配信業務または方式への移行が完了するまでの間、その認定の効力を存続することができる。 2 協会は、時刻認証業務の認定事業者が第十六条に基づき特例認定の申請を行い、その認定に係る業務の信頼性確保の措置を講じている場合、特例認定の諾否について決定するまでの間、その認定の効力を存続することができる。 3 認定の効力を存続する認定事業者は、次の各号を含む業務の信頼性確保の措置を記載した申請書を認定有効期間満了の二月前までに協会に提出しなければならない。 <u>(1) 第三十一条の調査の受け入れに応じること</u> <u>(2) 認定業務の運用状況について毎月、協会に報告すること</u> 4 協会は、前項の申請があった場合、信頼性確保の措置を確認し、認定の効力を存続することができる。</p>	
<p><u>(その他必要な事項)</u> 第二十七条 総務大臣認定への移行の特例に関するその他必要な事項は、総務省認定規程及び本運用規約を踏まえて、協会が必要な措置を講じる。</p>	

# タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 新旧対照表(2021年10月1日改正)

新 (2021年10月1日施行)	旧 (2021年4月1日施行)
第 <b>四</b> 章 認定の更新及び変更の認定等	第 <b>三</b> 章 認定の更新及び変更の認定等
(認定の更新) 第 <b>二八</b> 条	(認定の更新) 第 <b>十六</b> 条
(変更の認定等) 第 <b>二九</b> 条	(変更の認定等) 第 <b>十七</b> 条
第 <b>五</b> 章 改善措置及び認定の取消し等	第 <b>四</b> 章 改善措置及び認定の取消し等
(報告義務) 第 <b>三十</b> 条	(報告義務) 第 <b>十八</b> 条
(調査) 第 <b>三十一</b> 条	(調査) 第 <b>十九</b> 条
(改善要請) 第 <b>三十二</b> 条	(改善要請) 第 <b>二十</b> 条
(承継) 第 <b>三十三</b> 条	(承継) 第 <b>二十一</b> 条
(業務廃止の届出) 第 <b>三十四</b> 条	(業務廃止の届出) 第 <b>二十二</b> 条
(認定の取消し) 第 <b>三十五</b> 条	(認定の取消し) 第 <b>二十三</b> 条
第 <b>六</b> 章 雑則	第 <b>五</b> 章 雑則
(問い合わせ対応窓口) 第 <b>三十六</b> 条	(問い合わせ対応窓口) 第 <b>二十四</b> 条

# タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 新旧対照表(2021年10月1日改正)

新 (2021年10月1日施行)	旧 (2021年4月1日施行)				
(秘密保持) 第 <u>三十七</u> 条	(秘密保持) 第 <u>二十五</u> 条				
(免責) 第 <u>三十八</u> 条	(免責) 第 <u>二十六</u> 条				
第 <u>七</u> 章 改正	第 <u>六</u> 章 改正				
(改正) 第 <u>三十九</u> 条	(改正) 第 <u>二十七</u> 条				
<u>附 則 (第二回トラストサービス制度諮問委員会決定)</u> <u>この規約は、令和三年十月一日から施行する。</u>					
別表第二 (第 <u>二十八</u> 条関係)	別表第二 (第 <u>十六</u> 条関係)				
別表第三 (第 <u>二十九</u> 条関係)	別表第三 (第 <u>十七</u> 条関係)				
別表第四 (第 <u>二十九</u> 条関係) 注1 第 <u>二十九</u> 条の変更ではあるが、協会が同一の条件で繰り返す付加的变化とみなした場合には、変更基本審査料は、「95,238円+消費税」とする。	別表第四 (第 <u>十七</u> 条関係) 注1 第 <u>十七</u> 条の変更ではあるが、協会が同一の条件で繰り返す付加的变化とみなした場合には、変更基本審査料は、「95,238円+消費税」とする。				
<u>別表第五 (第十八条関係)</u>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例認定</td> <td>20万円+消費税</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	特例認定	20万円+消費税	
項目	金額				
特例認定	20万円+消費税				